

平成18年(行ウ)第185号、平成19年(行ウ)第90号・第224号
自己申告票提出義務不存在確認等請求事件

原告 外93名
被告 大阪府

第6準備書面

大阪地方裁判所 第7民事部合議2C係 御中

2007年(平成19年)12月21日

原告ら訴訟代理人 弁護士 冠 木 克 彦

原告ら訴訟代理人 弁護士 武 村 二三夫

原告ら訴訟代理人 弁護士 中 島 光 孝

本準備書面においては、請求の趣旨第1項と2項の関係を述べる。

記

第1. 請求の趣旨第1項

請求の趣旨第1項の趣旨は明確である。原告らにおいて、本件「評価育成システム」による「自己申告票」を提出する法的義務はないことの確認であり、その請求原因については、訴状並びに第5準備書面において詳しく展開したとおりである。

なお、これに関連して、憲法26条に基づく子どもの教育を受ける権利との関連を中心とした憲法論を学者の協力を得て主張する予定である。

第2．請求の趣旨第2項

- 1．当初の訴訟提起の段階で裁判所からの請求の趣旨第2項の訴訟物はなにか、との求釈明に対して、2006年(平成18年)11月30日付訴状訂正申立書において「原告らの教育公務員としての任用関係から生じる勤勉手当や昇給について、自己申告票を提出しない事による不利益な評価を受けない地位」と釈明している。
- 2．この「自己申告票を提出しない事による不利益な評価」には2つの場合がありうると考えられる。

- (1) 第1は、請求の趣旨第1項にいう自己申告票を提出する法的義務を有しないと判断された場合は、自動的に請求の趣旨第2項で求めている不利益に評価されないことの効果は及ぶと考えたとしても、現実の勤勉手当の支給や、昇給の事務手続のためには「勤勉手当の成績率の取扱いに関する要領」(平成19年5月28日教委職企第1199号)及び「府立の高等専門学校、高等学校等の職員及び府費負担教職員に係る勤務成績に応じた昇給の取扱いに関する要領」(平成18年6月12日教委職企第1243号)を夫々被告側において改正しなければ原告らに不利益が及ばないとする法的効果は実現しない。

そのためには、上記2つの「要領」におけるどこが適用できない項目であるかを判決として確定しておかなければ、被告側の改正への怠慢を防止することはできず、勝訴しても原告らは現実に不利益が解消された勤勉手当や昇給のための措置を受けることができないという事態が発生する。

したがって、提出義務不存在の確認とともに、提出義務と関連して規定されている不利益条項の不適用を具体的に確定しなければならないから、請求

の趣旨 1 項及び 2 項は不可欠に必要である。

- (2) 第 2 は、被告の考え方がある。被告は、提出義務があると主張しているが、一方、勤勉手当や昇給の問題については、自己申告票の提出義務があってもなくても、不提出という事実に対する給与体系上の効果として勤勉手当の成績率の低下や、昇給停止が生じるという言い方であり、この効果自体も「不利益」とは認めないという立場をとっている。

この被告の対応は極めて不当であり、これらの点については第 7 準備書面で詳しく批判をしているところであるが、放置できない考え方であり、この考え方でいくと、提出義務の不存在が認められても、そのことは不提出者に対して提出せよという業務命令や、不提出による処分ができないだけで、不提出による給与上の不利益は法的効果であって「不利益」ではなく、提出義務の存否とは関係がないという考え方がありうる。これに対しても、明確な防止策を原告らは主張し請求の趣旨として求めておく必要がある。

- (3) さらに、理論上の問題を述べれば、仮に自己申告票の提出義務がないとはいえないという判断がある場合でも、その不提出に対して、勤勉手当成績率の低下や昇給の停止はあまりにも大きな不利益を課すものであり、比例原則やデュープロセスオブローの原則にも抵触するという主張がありうる。その場合も、請求の趣旨第 2 項はその存在理由をもっている。

3. 以上のように、請求の趣旨第 2 項は、第 1 項の提出義務の問題に包摂しきれない大きな問題を含んでいる。

原告らの第 7 準備書面は、もっぱら本件「評価育成システム」の違法性について詳しく論述して主張しているが、とりわけこの大阪府における「評価育成システム」は他府県の制度にはない「不提出に対する昇給停止」の制度を作っているところ、その違法性は際立っている。つまり、能力評価は自己申告票の提出の有無を問わず評価がなされているのに、自己申告票が提出されないことから業績評価がないから結局総合評価がないので昇給できないという被告側の

理屈はいかなる観点から検討してもその制度は不合理としてその存在は許されないと考えられる。たとえば、能力評価 + 業績評価 = 総合評価という数式において、 $1 + 0 = 0$ という算数を無理強いしていることである。

4 . これら検討から明らかなように、請求の趣旨第 2 項は 1 項に包摂されることなく、独自の重要な意義を有しているものである。

第 7 準備書面で詳述した内容について、被告の正確な認否反論をえて、原告の主張を述べ、論点を煮詰めた上で証拠調べをお願いしたい。

5 . なお、第 1 次訴訟（平成 1 8 年（行ウ）第 1 8 5 号、及び第 3 次訴訟（平成 1 9 年（行ウ）第 2 2 4 号）における請求の趣旨第 2 項中「勤勉手当の成績率の取扱いについての考え方」（教委職企第 1 3 0 7 号平成 1 8 年 6 月 1 2 日）は「勤勉手当の成績率の取扱いに関する要領」（平成 1 9 年 5 月 2 8 日教委職企第 1 1 9 9 号）に訂正する。なお、第 2 次訴訟（平成 1 9 年（行ウ）第 9 0 号）は法廷において口頭で訂正している。

以上